

第3期釧路市子ども・子育て支援事業計画（素案）について

1 計画の策定にあたって（P 1～）

・「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づき、幼児教育・保育の提供並びに地域子ども・子育て支援の施策、次世代育成支援に関する計画を一体的に策定（令和7～11年度の5年間）

【主な変更点】

「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画」として位置づけ

2 計画の策定方法（P 4～）



3 現状と課題（P 7～）

①こども（18歳未満）の人口

- 減少傾向
R6:18,181人→R11:14,783人(推計値)

②釧路市子ども・子育て会議での審議

- 保育士の労働環境の充実
- こども・若者の居場所づくり
- 共働き・共育で世帯への支援

③ニーズ調査結果

- 母親の就労状況は「就労している」が76.6%
- 世帯年収が低い区分につれて、理想とするこどもの人数が少ない→理由「経済的に厳しい」
- 「子育てをする中で不安に思っていること」→「経済的な面」「しつけ・育児方法・接し方」の順に多い

④ニーズ調査結果 自由意見

- 医療費の無償化、保育料・学校給食の無償化
- こどもが遊べる公園、屋内施設の充実
- 保育サービス・子育て支援サービス時間帯の拡大、保育士の待遇 など

- ◆①～④の課題を踏まえ、「5 基本目標と施策の方向性」に反映
- 18歳までの医療費無償化
 - 第2子以降の保育料（0～2歳児）無償化
 - 「ちびっこマンデー」や放課後児童クラブの充実
 - 保育士の労働環境の改善
 - こどもの居場所の確保 など

◆新制度への対応

- こどもの権利・意見反映の取組
- 子育ての孤立を防ぐための取組
→子育て支援総合センター・こども家庭センター開設、子育て世帯訪問支援事業、妊婦等包括相談支援事業、こども誰でも通園制度の実施 など

- ◆こどもの貧困と格差の解消
→市町村計画として位置づけ

4 基本理念（P 6 1～）

生まれる喜び、はぐくむ喜び、寄り添う喜び
— それぞれの笑顔が輝くまち・釧路 —

こどもは社会の希望であり、これからの未来をつくる唯一の存在です。

本市では一人ひとりのこどもが、かけがえのない個性のある存在として認められ、子育て家庭や社会を構成する人々が日々成長するこどもの姿に未来を重ね、ともに大きな喜びと生きがいを感じることができるまちづくりを目指します。

基本的視点1：こどもを支える視点

基本的視点2：子育て家庭を支える視点

基本的視点3：社会全体で支える視点

基本的視点4：配慮を必要とするこどもと子育て家庭を支える視点

5 基本目標と施策の方向性（P 6 3～）

基本目標1 健やかに産み育てられる環境づくり

- (1) 安全・安心な母子保健医療等の充実
- (2) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進
- (3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- (4) 「食育」の推進

基本目標2 子育て家庭を支援するための環境づくり

- (1) 教育・保育サービスの充実
- (2) 地域における子育て支援の充実
- (3) 子育て支援ネットワークの構築
- (4) 働きながら子育てしやすい環境の充実

基本目標3 こどもの成長を支える環境づくり

- (1) こどもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備
- (2) こどもの健全育成の推進
- (3) こどもの権利・意見反映の取組の推進【今回新たに追加】
- (4) 家庭や地域の教育力の向上

基本目標4 こどもと子育て家庭にやさしい環境づくり

- (1) 安心して子育てできる生活環境の整備
- (2) こどもを交通事故や犯罪等の被害から守る活動の推進
- (3) 心のケアが必要なこどもへの支援の推進

基本目標5 貧困と格差の解消を図るとともに、配慮を要するこどもと家庭を支える環境づくり（こどもの貧困の解消に向けた対策計画）【今回新たに追加】

- (1) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進【今回新たに追加】
- (2) 障がい児支援・医療的ケア児対策の充実
- (3) 児童虐待防止対策の充実

6 各事業の確保方策（P 9 8～）

事業名		実施状況(R 6 年度現在)	確保方策
教育・保育	1号認定（教育：3～5歳）	実施済	・各事業ごとの確保方策については、事業の特性や人口動態、地域資源などの状況を勘案し、必要な量を確保します。
	2号認定（保育：3～5歳）	実施済	
	3号認定（保育：0～2歳）	実施済	
利用者支援事業（基本型）		実施済	
こども家庭センター（※）		実施予定(R 7～)	
地域子育て相談機関（※）		実施予定(R 7～)	
延長保育事業		実施済	
放課後児童健全育成事業		実施済	
子育て短期支援事業（ショートステイ）（トワイライトステイ）		実施済	
乳児家庭全戸訪問事業		実施済	
養育支援訪問事業		実施済	
一時預かり事業		実施済	
病児・病後児保育事業		実施済	
ファミリー・サポート・センター事業		実施済	
妊婦健康診査		実施済	
子育て世帯訪問支援事業（※）		実施予定(R 7～)	
妊婦等包括相談支援事業（※）		実施予定(R 7～)	
乳児等通園支援事業（※）（こども誰でも通園制度）		実施予定(R 8～)	
産後ケア事業（※）		実施済	

※：2025年度(令和7年度)より、新たに子ども・子育て支援事業として位置づけられる事業